

休眠預金等活用法について

1. 休眠預金等活用法とは

・休眠預金等活用法とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(2018年1月1日施行)の略称です。

・「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」のことを指し、お客さまの預金が「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。

移管対象となる預金については事前に佐賀銀行ホームページにおける公告によりお知らせします。

電子公告

・休眠預金等活用法第三条第二項および施行規則第七条第四項に基づき、残高が1万円以上ある場合には公告前に通知書を発送させていただきます。本通知書をお受け取りになられた場合、発送日を基準として10年は休眠預金となることはありません。

・お客さまの預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの佐賀銀行本支店にお申し付けください。なお、休眠預金は2019年1月以降発生し、その後預金保険機構へ移管します。

また、休眠預金として預金保険機構に移管された場合でも印鑑や通帳、本人確認書類をお持ちいただくことで引き続き佐賀銀行の預金口座としてご利用いただくことが可能です。

ATM・店舗のご案内

・休眠預金等活用法の詳細については、内閣府や金融庁のホームページ等をご参照ください。

<休眠預金の民間公益活動への活用など>

内閣府休眠預金等活用担当室ホームページ

<休眠預金の引き出し手続など>

金融庁ホームページ

<休眠預金等活用法のご案内>

全国銀行協会リーフレット

2. 休眠預金等活用法に係る規定の制定について

・休眠預金等活用法の施行にともない、本法令における「最終異動日の取扱」や「預金保険機構への求償にかかる委任」等について定めた「休眠預金等活用法に係る規定」を制定します。

・規定の内容については、休眠預金等活用法に係る規定をご参照ください。

3. 休眠預金等活用法に基づく異動事由について

佐賀銀行との預金取引において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱う事由は以下のとおりです。こちらの異動事由に該当するお取引をいただいている場合、休眠預金となることはありません。

(「休眠預金等活用法に係る規定」にて指定する当行ホームページとは本ページのことを指します)

対象預金

佐賀銀行において休眠預金等活用法の対象となる預金は以下のとおりです。

- ・当座預金（一般当座、ホームチェック、専用約束手形口）
- ・普通預金（総合口座を含みます）
- ・納税準備預金
- ・貯蓄預金
- ・定期預金（期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金）
- ・積立式定期預金（ライフプランつみたて、ニューチャレンジ預金）
- ・通知預金
- ・別段預金

異動事由として取り扱う事由

〔休眠預金等活用法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第4条第2項1号〕

・お引出し、お預入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利息の支払に係るものを除きます。）

〔施行規則第4条第2項2号〕 ・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（佐賀銀行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

〔施行規則第4条第2項3号〕

・お客さまから、この預金についてつぎに掲げる情報の提供の求めがあったこと（当該預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

〔施行規則第4条第3項1号〕

・お客さまからの申し出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（通帳の記帳については、ATMでの記帳も対象となります。ただし、記帳する取引がなかった場合を除きます。）

〔施行規則第4条第3項3号〕

・お客さまからの申し出に基づく契約内容・顧客情報の変更（当行が把握できる方法によるものに限り。）

〔施行規則第4条第3項6号〕

・総合口座取引規定に基づく他の預金について上記に掲げるいずれかの事由が生じたこと

以 上

（令和2年5月1日現在）